

水俣湾に密漁船

奇病対策の協定犯して

水俣奇病の発生源因についてさき
に厚生省から新日窒水俣工場の廃
棄物に含まれている有毒物の作用
とみられる一応の結論を発表して
注目されたが、現在地元漁協が自
主的に操業を禁止している水俣湾
で、よその漁船が操業している事
実があるというので、県当局では
さっそく実情を調べたうえ関係各
県へ協力を求めることになった。
水俣湾の操業については昨年八月

いったんは「毒を含む魚体を販売
の目的で獲つてはならぬ」との食
品衛生法を適用して知事名で同湾
の操業を禁止する方針を決めた
が、魚類は回避するから地域指定
をしてもムダだとの意見のほか、
困難な漁民の生活保障問題も起る
ので沙汰止みになった。従って現
状では法的には湾内の魚は野放し
状態になっているわけで、ただ漁
協の甲合せて漁獲を禁止している

ものの、それでも生活に苦しい漁
民のなかにはせっぱつまって自家
の食用にだけ獲っているとのウワ
サもある。
県当局ではこれらの事実を確認
はしていないが、現在はたんな
る行政指導を行っているにすぎ
ず、地元民の間には生ぬるいと
の声も起っている。